

令和4年度 男女平等参画関係法律相談事業

# 法律相談

公益財団法人 北海道女性協会

無料

配偶者や恋人の暴力に悩んでいませんか…  
職場のセクハラやパワハラに困っていませんか…  
ひとりで悩まず、思い切って相談してみましよう！  
法律に関するどんなことでも、  
弁護士が相談に応じます。

対面による相談です



## 開催要項

相談内容	DV、セクハラ、パワハラ、ストーカー、雇用・労働問題、離婚など 様々な法律問題に関すること
相談日	令和4年9月30日(金)
時間	午後1時30分～午後4時30分(1人30分)
相談員	弁護士 伊藤 詠子(函館弁護士会)
申込方法	電話による予約制(先着6人まで) 予約受付 令和4年8月30日(火)から 午前9時～午後5時(日曜・祝日は除く) ※男女性別問わず、どなたでもご利用になれます。

\* 相談会場

函館市亀田交流プラザ(函館市美原1丁目26-12)

※当日は、3階の小会議室3が受付となります。(予約された方のみ)



問い合わせ・予約先

公益財団法人北海道女性協会

011-251-6329